

令和4年度
徳島県医師修学資金貸与制度のしおり



徳島県保健福祉部医療政策課

目 次

1	はじめに	1
2	制度の概要	1
3	修学資金の貸与について	1
4	修学資金の返還免除について	2
5	キャリア形成プログラム及び業務従事期間の勤務について	4
6	修学資金の返還の猶予について	7
7	修学資金の返還について	7
8	異動と届出	8
9	申請・届出・問合せ先	9
10	申請・届出に必要な書類一覧	10
11	よくあるご質問	11
	様式	14

1 はじめに

徳島県における人口10万人あたりの医師数は、全国でも上位となっていますが、徳島市を中心とする東部圏域に集中し、南部圏域及び西部圏域の医師数は全国平均並み又は平均以下となっており、医師の「地域偏在」が顕著となっております。

徳島県医師修学資金貸与制度は、将来、徳島県内の公的医療機関等の医師として活躍し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学部生に対して、徳島県が必要なお金をお貸しし、その修学を支援するとともに、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的としています。

2 制度の概要

将来、徳島県内の公的医療機関等において医師として勤務しようとする者に対して、医師修学資金の貸与を行います。

貸与を受けた医学部生が、大学を卒業したときから1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、臨床研修期間も含め、貸与期間の1.5倍（「業務従事期間」という。）に相当する期間を県内の公的医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

なお、平成20年7月の制度改正で修学資金の返還免除要件が緩和され、貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間内であれば、途中で海外留学などにより、業務従事期間の一時中断があっても、返還が免除されることとなりました。

また、平成25年8月の制度改正により、平成26年度から県が定める条件を満たし、知事が特別に認める場合は、2倍相当期間に最大4年間を加算することが認められました。

3 修学資金の貸与について

（1）貸与対象者

次の3つの条件を満たす必要があります。

- ①徳島大学医学部医学科に在学していること。
- ②平成21年度以降の徳島大学医学部医学科の入学者においては、「地域特別枠」として入学していること。
- ③将来、徳島県内の公的医療機関等において、医師として勤務しようとする意志があること。

（2）貸与額

①入学金（1年生のみ）	282,000円
②授業料	535,800円/年
③奨学金（生活費）	100,000円/月

※大学の授業料の減免措置と併用はできません。

(3) 貸与する期間及び貸与方法

- ①貸与期間は、貸与決定した年の4月から大学を卒業する月までです。
- ②入学金については入学年次に1回、授業料については年2回貸与し、生活費については毎月貸与します。
(口座振替の方法によって貸与します。)

(4) 貸与の休止

貸与を受けている医学部生が休学、停学、進級できなかつたときは、休学の日、停学の処分を受けた日、進級できなかつた事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与は行いません。

(5) 貸与契約の解除

貸与を受けている医学部生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金の貸与契約を解除します。

- ・退学したとき。
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

※修学資金の貸与が解除された場合には、修学資金の返還が必要となります。

ただし、貸与を受けている医学部生が死亡、災害、疾病、負傷等その他やむを得ない事由により修学資金を返還できないと徳島県が認める場合には、修学資金の返還債務の全部又は一部が免除されます。また、貸与を受けている医学部生が災害、疾病、負傷等その他やむを得ないと徳島県が認める場合には、修学資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

4 修学資金の返還免除について

貸与期間終了後、貸与を受けた医師が次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が免除になります。

(1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が免除になります。

- ①大学を卒業した日から1年6ヶ月以内に医師免許を取得すること。
 - ②医師免許の取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること。
 - ③修学資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間(「2倍相当期間」)を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、臨床研修期間も含め、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間(「業務従事期間」)、医師の業務に従事すること。
- ※ 自己の選択により業務を最長で3年間中断することができ、国内外

での留学・研修等が可能です。

平成25年8月の制度改正により、平成26年度から下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合は最大4年間で2倍相当期間に加算することが認められました。

【条件】

- ①自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること。
- ②加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること。
- ③最低1年間の3群勤務をしていること。

大学卒業後1年6ヶ月以内に医師免許を取得

↓ 免許取得後直ちに

知事が別に定める病院(※)が実施する臨床研修に従事

↓ 途中で「業務従事期間」の一時中断も可能

県内の公的医療機関等で医師の業務に従事

↓ 途中で「業務従事期間」の一時中断も可能

県内の公的医療機関等で医師の業務に従事

↓ 「2倍相当期間」内に「業務従事期間」を満了すれば

返還免除

—— : 業務従事期間 (修学資金貸与期間×1.5年)

【※知事が別に定める臨床研修病院】

県立中央病院、県立三好病院、徳島大学病院、徳島市民病院、
徳島赤十字病院、徳島県鳴門病院、吉野川医療センター、
阿南医療センター

【業務従事期間等の計算例】

貸与期間が6年間(1~6年生)の場合

「業務従事期間」は、 $6年 \times 1.5 = 9年間$ となります。

「2倍相当期間」は、 $6年 \times 2 = 12年間$ となりますので、

業務従事期間の中断は、 $12年 - 9年 = 最長3年間$ まで、可能です。

※平成25年の改正により特定の条件を満たせば2倍相当期間を
最大4年間延長することが可能となりました。

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

(3) 返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると、徳島県が認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金等返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

5 キャリア形成プログラム及び業務従事期間の勤務について

徳島県は、「医師少数区域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的として、キャリア形成プログラムを策定しております。

地域特別枠医師、すなわち修学資金の貸与を受けた医師（以下「修学資金貸与医師」という。）は、このキャリア形成プログラムの適用を受けることとなり、業務従事期間中の勤務については、徳島県内の公的医療機関等を、

- ① 基本ローテーションを前提にして、
- ② 修学資金貸与医師が業務従事期間終了までに自己の診療科の基本領域専門医試験の受験資格を取得できるよう診療科によって検討し、徳島県地域医療支援センターにおいて調整の上、徳島県が勤務医療機関を決定します。

(1) 基本ローテーション

修学資金貸与医師が、臨床経験、地域医療等幅広い経験を得るために、徳島県内の公的医療機関等をローテーションすることを言います。

● 6年間修学資金の貸与を受けた場合 → 9年間の場合の業務従事期間

年数	業務従事期間（最長9年間）									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
ローテーション病院群	臨床研修	1・2・3群								
		3群の病院を最低1年※								
		3群の病院を最低3年※								

※ 3～6年目に3群の病院を最低1年勤務かつ

3～9年目に3群の病院を最低3年間勤務。

なお、専門研修期間が4年以上と定められている等の理由により、希望する基本領域専門医の取得に支障を来す恐れがある場合、3～6年目に3群の病院を最低1年勤務するという点については、この限りではありません。

また、3群の病院を最低3年間勤務するという点については、「累計で3年間分の3群病院勤務」を条件に日割り勤務等も認められることがあります。

【徳島県内の公的医療機関等】

1 群病院：県立中央病院，徳島市民病院，徳島赤十字病院，徳島県鳴門病院，吉野川医療センター，阿南医療センター，阿波病院，国立病院機構東徳島医療センター，国立病院機構徳島病院，徳島赤十字ひのみね総合療育センター

2 群病院：徳島大学病院

3 群病院：県立海部病院，県立三好病院，つるぎ町立半田病院，三好市立三野病院，勝浦町立勝浦病院，那賀町立上那賀病院，美波町立美波病院，海陽町立海南病院

なお，臨床研修中における3群病院での勤務については，上記に記載されている「3群の病院を最低3年間勤務」における「3群の病院の勤務」とはみなされません。また，同様に，臨床研修期間中においては，「累計で3年間分の3群病院勤務」を条件とする日割り勤務等についても，「3群の病院の勤務の累計分」とはみなされません。

- ・業務従事期間中の身分は、勤務先の公的医療機関等に属します。
- ・臨床研修を除く7年間のうち最低3年間は，3群病院で勤務します。
- ・1・2・3群の病院をバランスよくローテーションすることを基本とします。
- ・基本ローテーションを前提として，県内における診療科偏在も十分考慮の上，希望する診療科ごとに徳島県地域医療支援センターにおいてキャリアプログラムを作成し，徳島県が勤務医療機関を決定します。
- ・3群病院等での勤務中においては，地域医療の支援として，へき地診療所等での代診等もあります。

○地域特別枠による診療支援の状況について（一例）

県立海部病院・・・周辺の公立・公的医療機関を診療支援 など

県立三好病院・・・周辺のへき地診療所を診療支援 など

※診療支援は，地域ニーズ等の状況に応じて変化します。

（2）基本領域専門医受験資格の取得に向けた診療科毎のローテーション

修学資金貸与医師が希望する場合，業務従事期間が終了するまでに，自己の診療科の基本領域専門医試験の受験資格を取得できるように，各群における基幹施設，連携施設等を対象として，基本ローテーションを前提に勤務医療機関を調整します。

徳島県地域医療支援機構とは

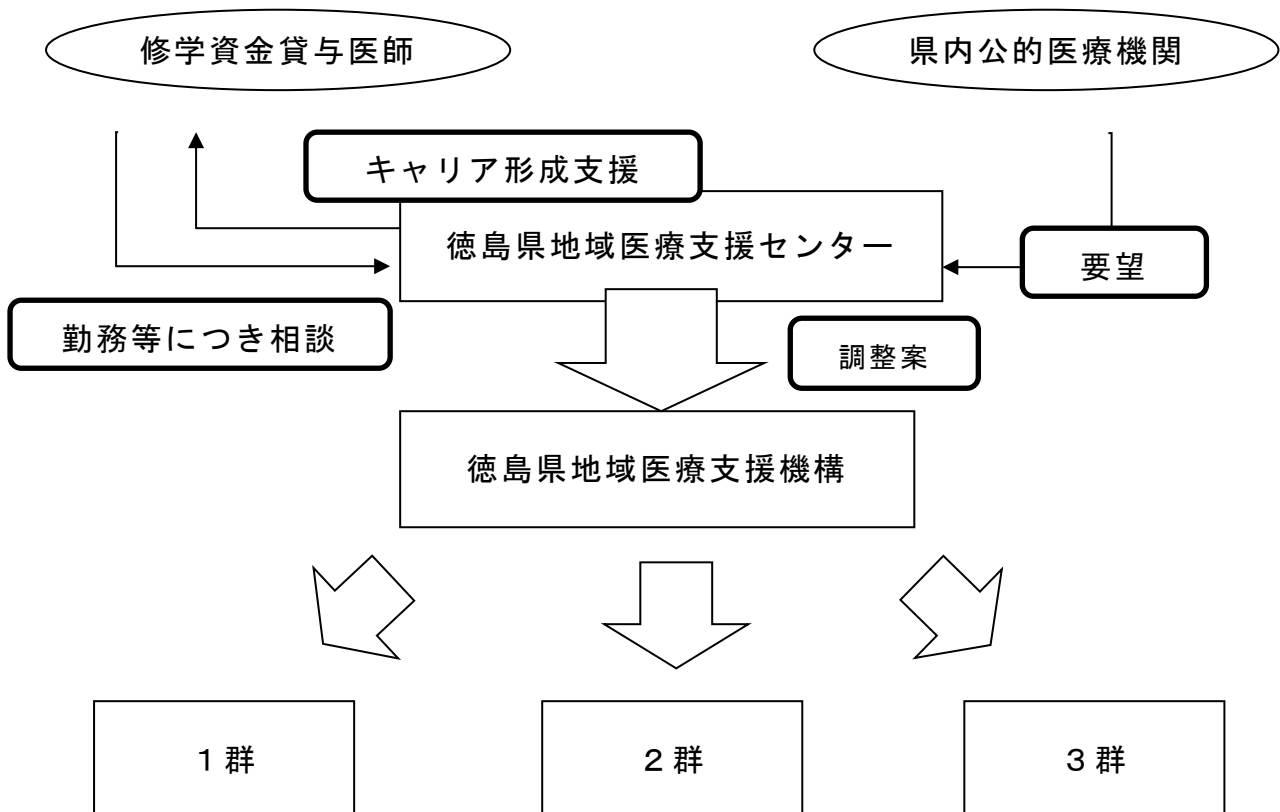
徳島県地域医療支援機構とは，関係機関及び団体並びに医療従事者等との連携，協力のもと，徳島県における地域医療体制を確保するために実効性のある各種施策を円滑かつ効率的に推進するために設置された機関です。

徳島県地域医療支援機構内に，医療提供者（県医師会等）や病院の代表者（徳島大学病院等），受益者（市町村長等）等で構成される「地域医療総合対策協議会」を設置して，各種事項に関する検討，協議を行っています。

徳島県地域医療支援センターとは

徳島県地域医療支援センターとは、地域医療を担う医師の「キャリア形成支援」や「医師の配置調整」など、県の医師確保対策を総合的に行うため、県が徳島大学に委託し、平成23年11月に設置した組織です。県医師会等関係機関と連携し、本県における地域医療の安定的な確保を図るための活動を行っています。

【修学資金貸与医師の勤務先の決定】



(3) 地域特別枠（キャリア形成プログラム）からの離脱

地域特別枠の入学者は、将来、徳島県内の公的医療機関等で貸与期間の2分の3に相当する期間、医師の業務等に従事することを誓約し入学していることから、卒業後は、前述のとおり、県内において医師の業務に従事いただく必要があります。

よって、原則として、地域特別枠（キャリア形成プログラム）からの離脱は認められませんが、修学資金貸与者が入学後の事由により、県内において医師の業務に従事することが困難なため、やむを得ず離脱をする際には、県及び徳島県地域医療支援センターが真にやむを得ないと判断する場合のみ、県は離脱に同意することとなります。

県が離脱に同意する事由の例は、以下の通りです。

- ① 入学者が死亡した場合
- ② 入学者が中断制度の活用など離脱を回避するための努力を行ったうえで、県及び徳島県地域医療支援センターが協議し、以下の i～vi の事由で、「県内において医師の業務に従事することが困難である」という事情が認められた場合
 - i 入学者の家族の介護
 - ii 入学者の心身の故障
 - iii 入学者の結婚による配偶者の居住地（県外）の移動
 - iv（キャリア形成上の理由等による）入学者の他の都道府県での就労希望
 - v 入学者の退学
 - vi 入学者が国家試験不合格後、医師になることを諦めるとき

なお、県が離脱に同意するか否かにかかわらず、上記の事由のため、徳島県修学資金等貸与条例に定める返還事由にあたる場合は、修学資金の返還が必要です。詳しくは、「7 修学資金の返還について」をご一読ください。

ただし、県が離脱を認めず、不同意とする場合は、国等の方針による全国的な対応として、以下の取扱いがなされますので、ご注意ください。

- ① 不同意の地域特別枠離脱医師を採用した臨床研修病院に対する医師臨床研修費補助金の減額
- ② 一般社団法人日本専門医機構が行う専門研修において、不同意の地域特別枠離脱医師については、原則、専門医の認定が行われない。

6 修学資金の返還の猶予について

返還免除要件に該当しないかぎり、修学資金を返還する必要がありますが、死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続を行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還債務の全部又は一部を猶予することができます。

7 修学資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければなりません。

（1）返還しなければならない場合

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）
- ③ 大学を卒業した日から1年6ヶ月以内に医師免許を取得できなかったとき。

- ④医師免許を取得後，直ちに県が指定する病院において臨床研修に従事しなかったとき。
- ⑤「2倍相当期間」が経過するまでに，業務従事期間を満了する見込みがなくなったとき。

(2) 返還額

返還額は，貸与を受けた修学資金の金額に返還利息を合わせた金額になります。

(3) 返還期日

返還事由が発生したときは，翌月の末日までに，返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 返還利息

返還利息は，貸与を受けた修学資金のそれぞれの経費の額に，それぞれの貸与を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に依りて，年10%の割合により算定した額になります。

(5) 延滞利息

正当な理由なく，返還額を返還期日までに，返還できなかつたときは，返還期日の翌日から返還日までの日数に依りて，返還額について年14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

8 異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに，学業成績表（前学年分）と健康診断書（前学年分）を提出してください（1年生は提出の必要はありません）。

(2) 異動届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には，直ちにその旨を届けてください。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 休学，復学，退学したとき
- ③ 停学の処分を受けたとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ⑤ 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ⑥ 保証人が変更になったとき
- ⑦ 卒業したとき

2 業務従事期間中の届出

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ③ 保証人が変更になったとき
- ④ 医師免許の交付を受けたとき
- ⑤ 医師の業務等に従事しなくなったとき
- ⑥ 医師の業務等に従事しなくなった後、再び医師の業務等に従事したとき

3 被貸与者（貸与を受けている医学部生又は医師修学資金貸与医師）が死亡したときは、保証人が直ちにその旨を届けてください。

9 申請・届出・問合せ先

徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・医師確保担当（県庁2階）
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL：088-621-2212 FAX：088-621-2898
E-mail：iryo@mail.pref.tokushima.jp
<http://anshin.pref.tokushima.jp/med/bunya/ishi/>

10 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類
修学資金の貸与を申請するとき	医師修学資金貸与申請書（様式第1号） 本人及び保証人の戸籍抄本 大学の在学証明書 推薦書（大学の学長又は学部長）（様式第2号）
定期届出（毎年度4月15日まで）	学業成績表<前学年分> 健康診断書<前学年分>
貸与契約が解除されたとき 貸与契約が満了したとき	医師修学資金借用証書（様式第5号） 保証人の印鑑証明書 ※ 借用証書には、印紙税法の規定により、貸与金額に応じた収入印紙を貼付し、本人及び保証人2人の印鑑で割印してください。
返還免除を受けるとき	修学資金等返還免除申請書（様式第7号） 免除を受けようとする理由を証明することができる書類 業務従事証明書（別紙2）
返還猶予を受けるとき	修学資金等返還猶予申請書（様式第8号） 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類 業務従事証明書（別紙2）
本人の氏名・住所が変更したとき	氏名（住所）変更届（別紙3）
大学を休学・停学・復学したとき	休学（停学、復学）届（別紙6）
留年（進級）したとき	留年（進級）届（別紙7）
大学を卒業したとき	卒業届（別紙18） 卒業証書の写し
大学を退学したとき	退学届（別紙4）
修学資金を辞退するとき	医師修学資金貸与辞退届（別紙8）
医師免許を取得したとき	医師免許取得届（別紙10） 医師免許証の写し
医師の業務等に従事しなくなったとき	臨床研修（業務）中断届（別紙11）
医師の業務等に従事しなくなった後、再び医師の業務等に従事したとき	臨床研修（業務）再開届（別紙12）
保証人の氏名・住所が変更したとき	保証人変更届（別紙9-1）
保証人を変更したとき	保証人変更届（別紙9-2） 印鑑証明書
心身に故障を生じたとき	故障届（別紙5）
本人が死亡したとき	死亡届（別紙17） 死亡診断書又は戸籍（除籍）謄本

11 よくあるご質問

Q1 貸与の申請に当たって、保証人が必要とのことですが、保証人の要件はありますか？

保証人（連帯保証人）は2名必要となります。それぞれ独立の生計を営んでいる方でなければなりません。申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名を法定代理人にする必要があります。

Q2 家族の収入等により貸与申請ができない場合がありますか？

ありません。徳島県医師修学資金貸与事業では、申請にあたって所得制限を設けていません。

Q3 県内出身者ですが、他県の大学の医学部生です。将来、徳島県内で医師として勤務したいのですが、貸与申請できますか？

徳島県医師修学資金貸与事業は、徳島大学医学部医学科に在籍する医学部生を対象としています。残念ですが、申請できません。

Q4 他の奨学金等の貸与を受けていますが、徳島県医師修学資金の貸与も受けられますか？

徳島県医師修学資金の貸与を受けるには、他の奨学金の貸与を受けていても構いません。

なお、既に貸与を受けている奨学金等に制限があるかもしれませんので、確認してください。

Q5 初期臨床研修は、希望する病院で行うことができますか？

初期臨床研修は、県内の臨床研修病院の中から当該制度で定める県内の臨床研修病院で行うことになります。

【当該制度で定める臨床研修病院】

徳島県立中央病院、徳島県立三好病院、徳島大学病院、徳島市民病院、
徳島県鳴門病院、徳島赤十字病院、阿南医療センター、吉野川医療センター

Q6 勤務する医療機関はどのように決定するのですか？

臨床研修期間中に本人から勤務希望病院、将来希望する専門医の資格等について要望をお聞きします。また、公的医療機関からの医師派遣の要望を「徳島県地域医療支援センター」で調整し、「徳島県地域医療支援機構」で検討のうえ、勤務する医療機関を決定します。

Q 7 3群病院での勤務について教えてください。

3群病院は、へき地医療拠点病院及びへき地における病院で構成されており、地域医療のサポートを行っています。

3群病院での勤務期間中は、地域医療を経験するため、へき地診療所での勤務があります。勤務については、3群病院からへき地診療所への支援という形をとり、常時、へき地診療所で勤務するものではありません。

Q 8 2倍相当期間内における業務従事期間の中断には、何か条件はありますか。例えば、配偶者の転勤の関係で2～3年間は県外で生活する、という場合でも、中断は認められますか。

2倍相当期間内の業務従事期間の中断には条件を付しておりませんので、ご質問のような場合でも、また海外に留学される場合や、医師以外の業務に従事される場合などでも、全く差し支えはありません。

Q 9 公的医療機関等において業務に従事していますが、出産するので休職し、出産後しばらく子育てに専念したいと考えていますが、返還免除の要件にどのような影響がありますか。

育児休業期間など、やむを得ない理由があると認められる期間については、2倍相当期間にその期間を加算し、その合計した期間内に業務従事期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。

Q 10 業務従事期間中の身分等はどうなるのですか？

業務従事期間中は、県内の公的医療機関等で勤務することになります。その間の身分については、勤務する公的医療機関等の職員としての身分となります。

Q 11 修学資金の返還は、分割で返還できないのですか？

修学資金の返還は、一括での返還が原則です。やむを得ない事情等がある場合は、返還債務の全部又は一部を猶予することもあります。

Q12 業務従事期間を一時中断できるとのことですが、その場合のローテーションはどのようになりますか。

修学資金貸与医師の希望や専攻診療科の選択、受入側の医療機関の要望などにより、様々なパターンがあり得ますが、以下にいくつかのローテーションの例をお示しします（いずれも業務従事期間は9年間の場合です）。

【例1】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群		研修等			3群	1・2群	
業務従事期間						中断期間			業務従事期間		

【例2】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群	研修等	1・2群		研修等		3群	
業務従事期間					中断期間	業務従事期間		中断期間		業務従事期間	

【例3】 ※中断期間（加算）は県が定める要件に合致した場合取得可

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群	研修等				1・2群	研修等	
業務従事期間					中断期間（加算）				業務従事期間	中断期間	

13年	14年	15年	16年
研修等	1・2群	3群	
中断期間	業務従事期間		

【例4】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
臨床研修		1・2群			3群		1・2群	3群
業務従事期間								